

◎新潟県告示第525号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県十日町地域振興局地域整備部業務課において縦覧に供する。

令和5年5月2日

新潟県知事 花角 英世

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 十日町川西線
- 3 道路の区域

区 間	新旧の別	敷 地 の 幅 員	延 長
十日町市高田町五丁目639番2から	新	8.4～44.6メートル	92.5メートル
同市高田町六丁目657番16まで	旧	8.4～44.6メートル	92.5メートル